障害８級～14 級の補償と入院通院費を必要としない理由

障害８級以下については、「特別支給金」65 万円（8 級）～8 万円（14 級）が会社を通さず国から直接本人に給付されます。これは定額の一時金であり、当座の諸費用や入院通院費に充てることも可能です。

本体補償給付としては、給付基礎日額の 503 日分（8 級）～56 日分（14 級）が「一時金」として給付されます。ちなみに、給付基礎日額とは平均賃金のことであり、被災前 3 ヶ月間に支払われた賃金を暦日数で割ったものです。加えて、付加補償給付として本体補償給付の 2 割相当（206.7～23 万円を上限とする）が「特別一時金」として給付されます。

仮に、**給付基礎日額を 1 万円とすると、障害 8 級の場合、特別支給金 65 万円に本体補償給付 503 万円、これに特別一時金が 100.6 万円加算されて、総額 668.6 万円になります。**

また、**入院・通院実費、看護、移送等を含む労災医療費はかからず、休業補償給付も給付基礎日額の 8 割が支給されます。さらに、被災後も雇用所得が期待できるというのが国の基本的な考え方です。**

これに対して障害 1～7 級については、**雇用取得が望み難いため**、相応の年金給付（給付基礎日額の 313 日分（1 級）～131 日分（7 級））となりますが、労災医療費・休業補償給付のほか、**一時金は障害 8 級以下と同様に「特別支給金」342 万円（1 級）～159 万円（7 級）が給付されるにすぎません。**

ここに慰謝料としてもご活用いただける建設共済保険の高い必要性があり、例えば 1,000 万円~2,000 万円に加入すれば障害 7 級ならば 600～1,200 万円を適宜上乗せ補償することで、国の補償内容と合わせると、障害 8 級以下とのほぼバランスのとれた対応が可能となります。

◎障害７級と障害８級との支給額（一時金）比較

※給付基礎日額１万円≒月給30万円の被災者の場合

障害７級 159 万円	障害８級 668.6 万円
障害8級と比較すると509万円以上不足しますが、建設共済保険金区分合計の契約保険金を適宜活用することによりカバーすることができます	付加補償給付（特別一時金） 100.6 万円
	本体補償給付（一時金） 503 万円
特別支給金（一時金） 159 万円	特別支給金（一時金） 65 万円

年金所得	将来の生活費	雇用所得が期待できる

（注）建設共済保険金区分合計1,000万円加入だと6割支給で600万円なので不足分をカバーできますが、諸費用補償分が殆ど会社に残りません。給料のアップや慰謝料の額いかんでは会社の持ち出しとなります。
建設共済保険金区分合計2,000万円の加入だと1,200万円なので、諸費用補償分が会社に残る可能性も高くなります。また、賃上げにより給付基礎日額が上昇すると、保険金区分を増額する必要も出てきます。

建設共済保険で入院及び通院による補償を必要としない理由

入院通院費の支払い（例えば入院で日額 5 千円、通院で日額 3 千円が支払われる保険がある）がない点を指摘されることもありますが、国から会社を通さずに直接本人に相応の補償がなされている点を考慮して、建設共済保険では徒に掛金の負担増とならないよう設定されています。

すなわち、被災者には国から定額の特別支給金が一時金で 65 万円（8 級）～8 万円（14 級）支給されますので、仮に入院通院費一日当たり 5 千円として例えば障害 8～14 級の場合 130～16 日分に相当する当座の入院通院費に充てることも十分に可能です。

ただし、労災保険においては、労災の申請から給付まで通常 1 ヶ月以上の期間を要すると言われており、日給をベースとした被災者は当座の生活費に困窮しかねません。このため、会社が見舞金やその間の休業分の給料を立替払するなどして繋いでいただければ、入院通院を含めて治療のために休業が必要な場合には、国から被災者に休業補償給付として休業 4 日目から給付基礎日額の 80％の金額が支給されますので、必要があればその時点で清算する方法もあります。また、国の「受任者払い制度」を活用して元請を窓口として会社が立替払した分を国から支給を受ける方法もあります。

労災申請から保険給付までの対応について

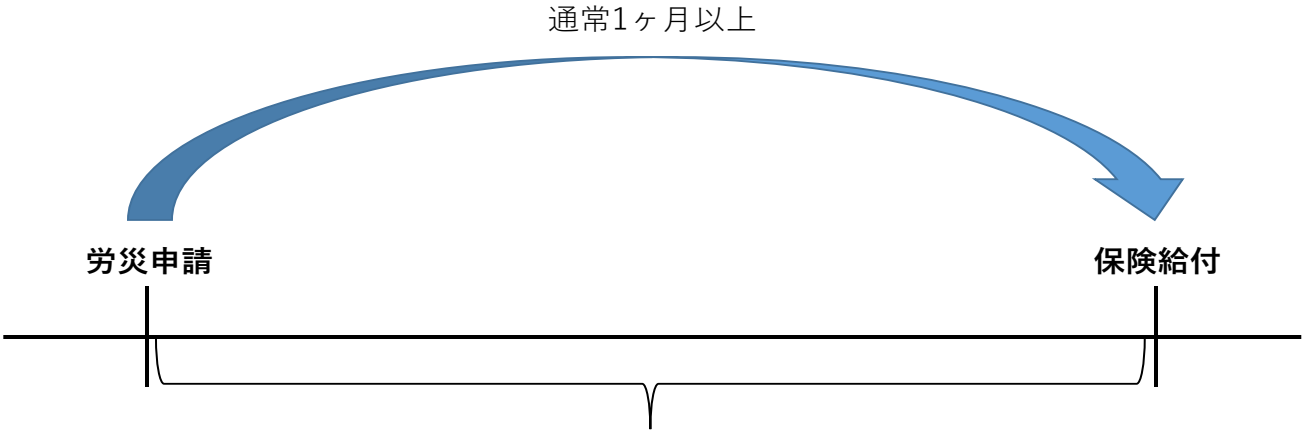

この間の対応策は次のとおり（2以下は必要に応じてケースバイケースで）

1．見舞金や休業補償3日間以降も会社が給料を立替払するなどして繋ぐ
2．国から被災者に休業補償給付がなされた時点で会社の立替分を清算する
3．元請を窓口として「受任者払い制度」により会社の立替分の支給を受ける